

令和8年度共同募金配分事業（地域福祉推進助成事業）配分要綱

1. 助成金の目的

すべての市民が住み慣れた地域で、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、安心して暮らすことができる、ともに生きる地域づくりを推進するため、助成を通じ地域福祉活動がいきいきと展開されるよう支援するものです。

2. 助成対象事業

この助成金の交付対象は、地域の福祉向上を図るための事業並びに地域住民のニーズに基づく地域福祉・在宅福祉サービス事業に要する経費で、公的補填のないものに対して行いません。ただし、次のものは対象外または使用出来る金額に制限があります。

(1) 会報・機関誌

原則として対象外。

但し、会報・機関誌に共同募金運動事業を掲載するものはそのページのみ対象。

(2) 飲食費

原則として対象外。

但し、事業実施において必要なものは認める。

①対象とするもの

ア 事業目的

- ・事業を実施するうえで飲食を伴うもの

イ 招請者

- ・外部講師等に係るもので接遇等から必要なもの
食事1,000円以下、飲み物500円以下

②対象外とするもの

ア 事業の実施前

- ・事業に直接、関わらない事前の打合せ会議等に関わるもの

イ 飲食店の利用

- ・飲食店における飲食

ウ 高額なもの

- ・共同募金を活用する上で高額と考えられるもの

(3) 旅費

原則として対象外。

但し、事業実施において必要なものは認める。

①対象とするもの

ア 事業目的

- ・事業を実施するうえで旅費を要するもの

イ 招請者

- ・外部講師等に係るもの（旅費、宿泊費）
支給する場合は団体の旅費規程を提出。

②対象外とするもの

- ア 事業の実施前
 - ・事前の打ち合わせ会議等に要するもの
- イ 参加者等の利益となるもの
 - ・研修等自己研鑽につながるものは対象外

(4) その他

原則として個人給付及びテーマパーク、レクリエーションに関わる経費 は対象外。
但し、事業実施等において必要なものは認める。

①個人給付

- ア 対象とするもの
 - (ア) 事業目的
 - ・事業内容が個人給付を伴うもの
別表のとおり
- イ 対象外とするもの
 - (ア) 高額なもの
 - ・共同募金を活用する上で高額と考えられるもの
別表のとおり
 - (イ) 記念品
 - ・配布の必要性がないもの

②レクリエーション、テーマパーク（入場券等）

- ア 対象とするもの
 - (ア) 事業目的
 - ・事業内容において必要なもの
- イ 対象外とするもの
 - (ア) 実施場所
 - ・県外でのレクリエーション、テーマパーク
 - (イ) 高額なもの
 - ・共同募金を活用する上で高額と考えられるもの

3. 助成対象者

社会福祉法に基づく施設及びボランティア団体等、特に本会が必要と認めた施設・団体とします。

4. 助成額等

1団体10万円以内。ただし、当該年度の当配分事業の予算額及び申請団体数、事業内容を精査の上、減額または不支給となる場合もあります。

5. 募集期間 令和8年5月29日

6. 募集方法等

共同募金配分助成申請書に、関係書類を添えて募集期間内に提出するものとする。

7. 選定方法及びその結果等

申請書並びに関係書類及び聞き取り調査等により、事業内容に対しての支出の必要性、緊

急性を検討し決定します。

8. 問い合わせ先

鳥羽市社会福祉協議会 TEL 0599-37-7061

提出書類

1. 共同募金配分助成申請書
2. 共同募金配分助成事業収支予算書（別紙1）
3. 当該年度の団体等の収支予算書・事業計画書
4. 前年度の団体等の収支決算書・事業報告書